

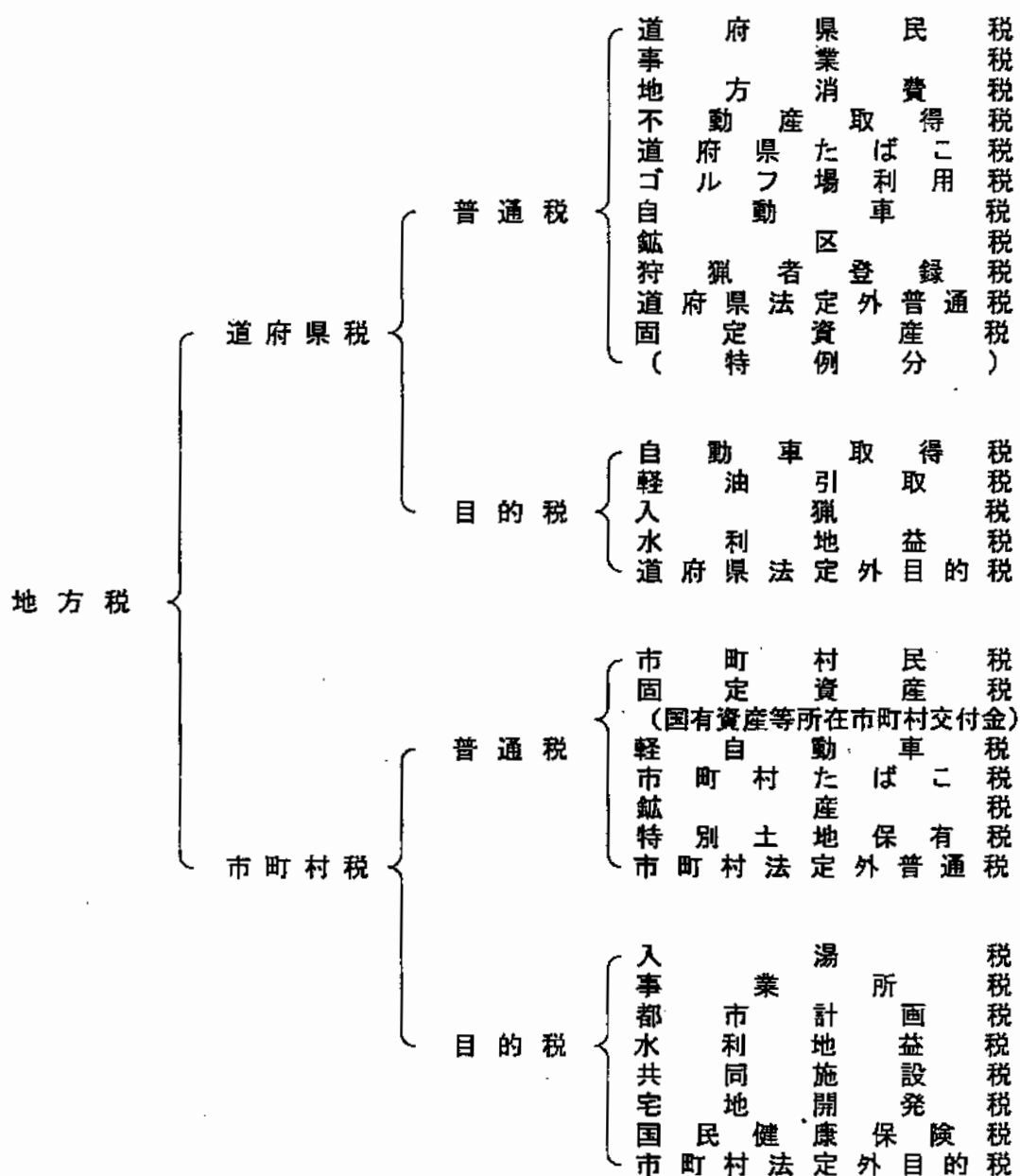
〔平15.4.8〕
〔基礎小26-1〕

国・地方関係資料 (課税自主権等)

目 次

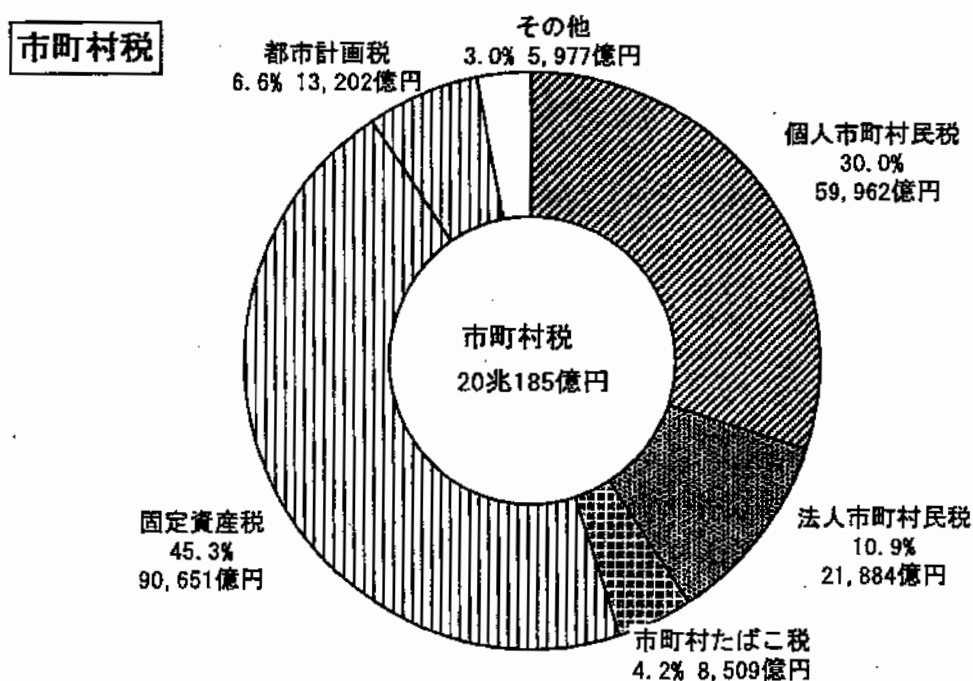
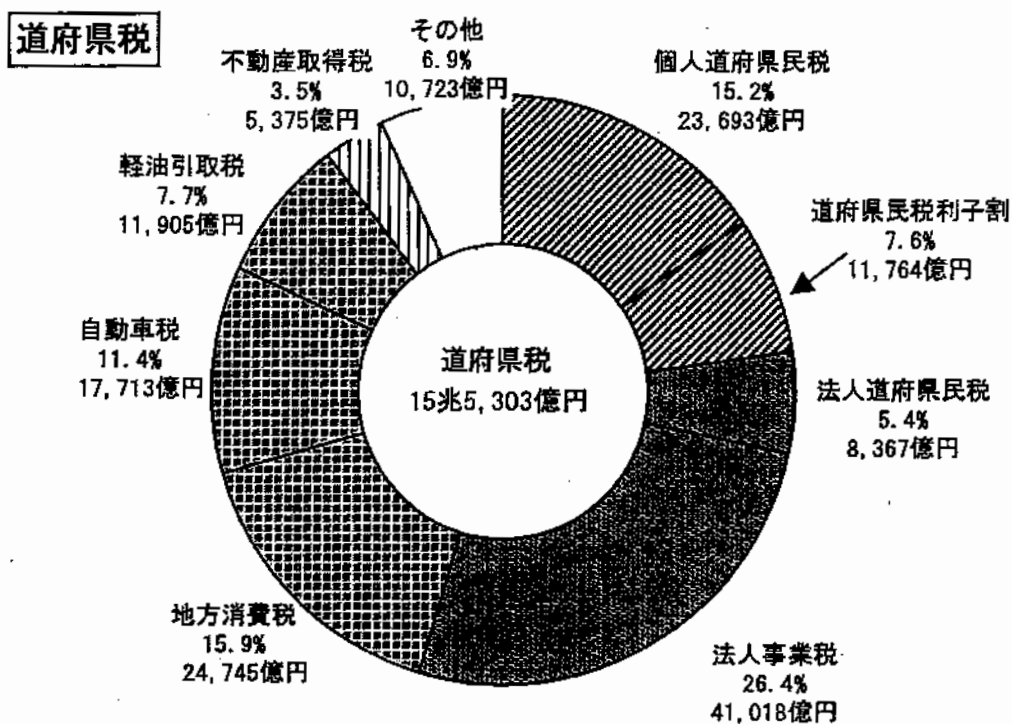
1	地方税の体系	1
2	道府県税及び市町村税の税収の構成比	2
3	税率について	3
4	地方税の税率一覧	4
5	超過課税の実施状況	6
6	超過課税団体数の推移（主なもの）	7
7	法定外税の同意要件	8
8	法定外税の状況	9
9	法定外税一覧	11
10	法定外税の課税団体の推移	15
11	「シャープ使節団日本税制報告書」（抄）	
	臨時税制委員懇談会意見要録（抄）	17
12	地方税収の状況	18
13	地方分権推進計画（抄）	19
14	地方税財源の充実確保策についての提言（抄）	20
15	あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）	21
16	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（抄）	24

地方税の体系



- (注) 1 普通税：その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。
普通税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税といい、
それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外普通税
という。
- 2 目的税：特定の費用に充てるために課される税。
目的税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定目的税といい、
それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外目的税
という。

道府県税及び市町村税の税収の構成比（平成13年度決算額）



- (注) 1 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。
 2 「固定資産税」は、土地、家屋、償却資産の合計である。

税率について

- 標準税率…地方団体が課税する場合に通常よるべき税率として法定されている税率であって、地方団体は財政上の特別の必要があると認める場合には、これと異なる税率を定めることができる。なお、地方交付税の額の算定に際して、その基準財政収入額を算定するときは、この標準税率によって行われる。
- 制限税率…地方団体が課税する場合に超えてはならないものとして法定されている税率。
- 一定税率…地方団体が課税する場合にこれ以外の税率によることを許さないものとして法定されている税率。
- 任意税率…法律上税率の定めをせず、地方団体が任意に定めることができる税率。

地方税の税率一覧

(道府県税)

税 目	税 率 の 種 類	制 限 税 率 の 有 無	摘 要
道府県民税			
所得割	標準税率 (700万以下 2%) (700万超 3%)	無	平成9年度までは 届出制
均等割	標準税率 (1,000円)	無	
個人			
配当割	一定税率 (5%) (平成16年1月1日～平成20年3月 31日の間は 3%)	有 (創設時より) (6%)	
株式等譲 渡所得割	一定税率 (5%) (平成16年1月1日～平成19年12月 31日の間は 3%)		
法人			
法人税割	標準税率 (5%)	有 (創設時より) (6%)	
均等割	標準税率 (2万円～80万円)	無	
利子割	一定税率 (5%)		
事業税			
個人	標準税率 (3%～5%)	有 (昭和50年度より) (1.1倍)	昭和49年度までは 届出制
法人	標準税率 (収入金額課税法人 1.3%) (所得金額課税法人 5%～9.6%) (注)	有 (昭和50年度より) (1.1倍) (平成16年度より) (1.2倍)	昭和49年度までは 届出制
地方消費税			
譲渡割	一定税率 (25%)		
貨物割	一定税率 (25%)		
不動産取得税	標準税率 (3%) (平成15年4月1日～平成18年3月31日)	無	平成9年度までは 届出制
道府県たばこ税	一定税率 (1,000本につき 868円) ※平成15年7月1日以降の売渡し等分 1,000本につき 969円		
ゴルフ場利用税	標準税率 (1人1日につき800円)	有 (昭和52年度より) (1,200円)	
自動車税	標準税率 (定額課税)	有 (昭和51年度より) (1.2倍)	
鉱区税	一定税率		
狩猟者登録税	一定税率 (10,000円、4,500円、3,300円)		
道府県固定資産税	標準税率 (1.4%)	無	平成9年度までは 届出制
自動車取得税	一定税率 (営業用自動車及び軽自動車 3%) (上 記 以 外 の も の 5%)		
軽油引取税	一定税率 (1klにつき32,100円)		
入猟税	一定税率 (6,500円、2,200円)		
水利地益税	任意税率	無	

(注) 平成16年度より、資本金1億円超の外形標準課税対象法人については、付加価値割0.48%、資本割0.2%、所得割3.8%～7.2%となる。

(市町村税)

税 目	税 率 の 種 類	制 限 税 率 の 有 無	摘 要
市 町 村 民 税			
個人 { 所得 割	標準税率 (3%、8%、10%)	無	平成10年度改正において、個人の市町村民税における制限税率が廃止された。
個人 { 均 等 割	標準税率 (2,000円 2,500円 3,000円)	無	
法人 { 法人税割	標準税率 (12.3%)	有 (創設時より) (14.7%)	
法人 { 均 等 割	標準税率 (5万円～300万円)	有 (創設時より) (1.2倍)	
固 定 資 産 税	標準税率 (1.4%)	有 (昭和26年度より) (2.1%)	1.7%を超える一定の場合は議会の手続が必要。
軽 自 動 車 税	標準税率 (定額課税)	有 (昭和51年度より) (1.2倍)	
市町村たばこ税	一定税率 (1,000本につき 2,668円) ※平成15年7月1日以降の売渡し等分 1,000本につき 2,977円		
鉱 産 税	標準税率 (1%) (200万円/㎡以下の場合 0.7%)	有 (創設時より) (1.2%) (200万円/㎡以下の場合 0.9%)	
特別土地保有税	一定税率 (土地の所有 1.4%) (土地の取得 3%)		平成15年度以降は新たな課税を停止。
入 湯 税	標準税率 (1人1日 150円)	無	
事 業 所 税	一定税率 資産 割 600円/㎡ 従業者割 0.25/100		
都 市 計 画 税	制限税率 (0.3%)	有 (創設時より) (0.3%)	
水 利 地 益 税	任意税率	無	
共 同 施 設 税	任意税率	無	
宅 地 開 発 税	任意税率	無	

超過課税の実施状況（平成14年4月1日現在）

(平成13年度決算額)

○ 都道府県

道府県民税法人均等割	1 団体	1 1 億円
法人税割	4 6 団体	9 2 7 億円
法人事業税	7 団体	9 4 3 億円
計	5 4 団体	1, 8 8 1 億円

○ 市 町 村

市町村民税個人均等割	1 8 団体	0 億円
法人均等割	5 7 4 団体	1 4 1 億円
法人税割	1, 4 2 8 団体	2, 2 7 0 億円
固定資産税	2 7 6 団体	4 1 5 億円
軽自動車税	2 9 団体	5 億円
鉱産税	5 2 団体	0 億円
入湯税	2 団体	0 億円
計	2, 3 7 9 団体	2, 8 3 0 億円

○ 合 計	2, 4 3 3 団体	4, 7 1 2 億円
-------	-------------	-------------

(参考１) 上記の他に、高知県において、平成15年４月１日から５年間の時限措置として、県民税均等割の超過課税を実施。

※決算額については、端数処理のため計が一致しない場合がある。

超過課税団体数の推移（主なもの）

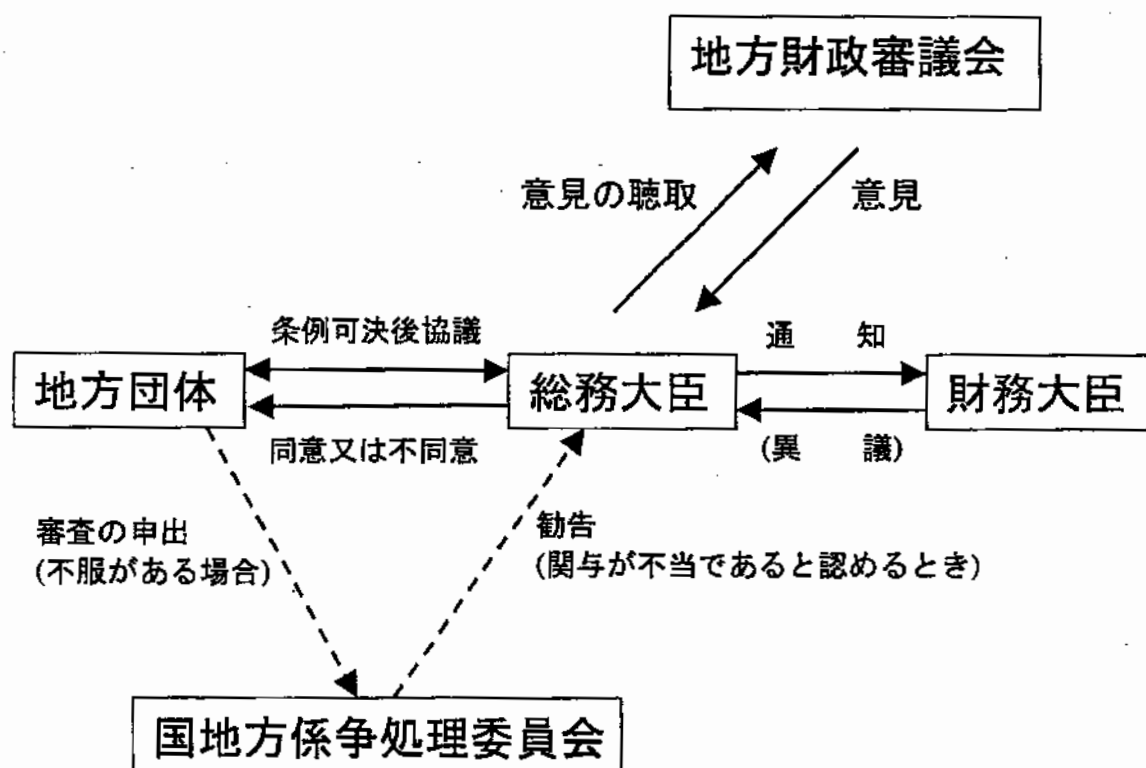
区 分 \ 年 度		40	45	50	55	60	2	7
住民税 所得割	市町村	1,200	577	1	1	0	0	0
住民税 法人税割	道府県	0	0	20	44	46	45	46
	市町村	1,626	1,479	1,191	1,429	1,484	1,473	1,450
法 人 事 業 税		0	0	2	7	7	7	7
固 定 資 産 税		1,043	886	465	432	399	360	292

区 分 \ 年 度		8	9	10	11	12	13	14
住民税 所得割	市町村	0	0	0	0	0	0	0
住民税 法人税割	道府県	46	46	46	46	46	46	46
	市町村	1,447	1,444	1,443	1,431	1,430	1,430	1,428
法 人 事 業 税		7	7	7	7	7	7	7
固 定 資 産 税		289	283	280	280	277	276	276

法定外税の同意要件

(地方税法第 261 条、第 671 条、第 733 条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること
 - ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
 - ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適當でないこと
- のいずれかがあると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。



法定外税の状況（平成15年4月1日現在）

ア 法定外普通税

（平成13年度決算額）

[都道府県 15団体]

石油価格調整税	沖縄県	9億円
---------	-----	-----

核燃料税	北海道、宮城県、福島県、新潟県、石川県、 福井県、静岡県、島根県、愛媛県、佐賀県、 鹿児島県	139億円
------	--	-------

核燃料物質等取扱税	青森県	124億円
-----------	-----	-------

核燃料等取扱税	茨城県	9億円
---------	-----	-----

臨時特例企業税	神奈川県（平成13年8月1日施行）	（40億円）
---------	-------------------	--------

[市町村 5団体]

砂利採取税等	山北町、中井町（神奈川県）、城陽市（京都府）	0億円
--------	------------------------	-----

別荘等所有税	熱海市（静岡県）	5億円
--------	----------	-----

歴史と文化の環境税	太宰府市（福岡県）（平成14年7月11日同意）	（0.7億円）
-----------	-------------------------	---------

イ 法定外目的税

[都道府県 6 団体]

産業廃棄物税	三重県	(平成14年4月1日施行) (4.1億円)
宿泊税	東京都	(平成14年10月1日施行) (15億円)
産業廃棄物処理税	岡山県	(平成14年9月27日同意) (7億円)
産業廃棄物埋立税	広島県	(平成14年9月27日同意) (9.4億円)
産業廃棄物処分場税	鳥取県	(平成14年9月27日同意) (0.07億円)
乗鞍環境保全税	岐阜県	(平成15年2月19日同意) (0.3億円)

[市町村 5 団体]

遊漁税	河口湖町、勝山村、足和田村 (山梨県)	0 億円 (平成13年7月1日施行)
一般廃棄物埋立税	多治見市 (岐阜県)	(平成14年4月1日施行) (0.5億円)
環境未来税	北九州市 (福岡県)	(平成14年9月27日同意) (15億円)

※1. 各税目の税収のうち、() 書きの金額は、同意時における平年度見込額である。

※2. 決算額については、端数処理のため計が一致しない場合がある。

法定外税一覧

ア 道府県法定外普通税

平成15年4月1日現在

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	13年度決算額
沖縄県	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内に事務所を設けて揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500円/kl	百万円 926
福井県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料のそう入	発電用原子炉にそう入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の10	3,541
福島県						従価額:100分の10 重量割:6,000円/kg	2,820
愛媛県						100分の7	574
佐賀県							1,297
島根県							261
静岡県							999
鹿児島県							436
宮城県							1,332
新潟県						H14年度 ...100分の9 H15・16年度 ...100分の10	2,447
北海道						100分の7	229
石川県						100分の10	0
茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉への核燃料のそう入 ②使用済燃料の受入れ ③ガラス固化体の保管 ④放射性廃棄物の発生	①原子炉にそう入した核燃料の価額 ②使用済燃料の原子核分裂前のウランの重量 ③ガラス固化体の容器の数量 ④放射性廃棄物の容器の容量	①原子炉設置者 ②再処理事業者 ③再処理事業者 ④原子力施設を設置した原子力事業者	申告納付	①核燃料価額の100分の7 ② 24,800円/kg ③ 657,000円/本 ④ 43,700円/m ³	925
青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮 ②使用済燃料の受入れ ③廃棄物の管理 ④廃棄物の埋設	①製品ウランの重量 ②使用済燃料の原子核分裂前のウランの重量 ③ガラス固化体容器の数量 ④廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	①加工事業者 ②再処理事業者 ③廃棄物管理事業者 ④廃棄物埋設事業者	申告納付	① 16,200円/kg ② 23,800円/kg ③ 630,000円/本 ④ 20,900円/m ³	12,392
神奈川県	臨時特例企業税	法人の事業活動	所得の計算上繰越欠損金と相殺される当期利益の金額	資本金額又は出資金額が5億円を超える法人で、当期利益が発生している者	申告納付	3% 特別法人は2%	H13.8.1施行 平年度見込額 4,000

(注) 新設の法定外税のうち平成13年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

イ 市町村法定外普通税

平成15年4月1日現在

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	13年度決算額
神奈川県 中井町	砂利採取税	砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	洗浄した 砂利 1 m ³ 30円 その他 1 m ³ 15円	百万円 1 2
神奈川県 山北町	砂利採取税	砂利及び岩石 の採取	採取量	採取業者	申告納付	砂利 1 m ³ 15円 岩石 1 m ³ 10円	1 2
京都府 城陽市	山砂利採取 税	山砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	1 m ³ 40円	2 4
静岡県 熱海市	別荘等所有 税	別荘等の所有	別荘等の床面 積	所有者	普通徴収	1 m ² 年 650円	5 3 6
福岡県 太宰府市	歴史と文化 の環境税	有料駐車場に 駐車する行為	有料駐車場に 駐車する台数	有料駐車場を利 用する者	特別徴収	二輪車（自転車を 除く）…50円 乗車定員10人以下 の自動車…100円 乗車定員10人超29 人以下の自動車 …300円 乗車定員29人超の 自動車…500円	H14.7.11同意 平年度見込額 6 5

(注) 新設の法定外税のうち平成13年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

ウ 道府県法定外目的税

平成15年4月1日現在

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	13年度決算額
三 重 県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設へ搬入する事業者	申告納付	1,000円/トン	百万円 H14.4.1 施行 平年度見込額 411
東 京 都	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊行為	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について 宿泊料金が 10千円～15千円 未満： 100円 15千円以上： 200円	H14.10.1施行 平年度見込額 1,500
岡 山 県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H14.9.27同意 平年度見込額 700
広 島 県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H14.9.27同意 平年度見込額 938
鳥 取 県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H14.9.27同意 平年度見込額 7
岐 阜 県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運転者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	H15.2.19同意 平年度見込額 30.3

(注) 新設の法定外税のうち平成13年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

エ 市町村法定外目的税

平成15年4月1日現在

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	13年度決算額
山梨県 河口湖町 勝山村 足和田村	遊漁税	河口湖での遊 漁行為		遊漁行為を行う 者	特別徴収	1人1日 200円	百万円 H13.7.1 施行 31
岐阜県 多治見市	一般廃棄物 埋立税	多治見市内の 一般廃棄物処 理施設に埋立 を目的として 市外から持ち 込まれる一般 廃棄物	多治見市内の 一般廃棄物処 理施設に埋立 を目的として 市外から持ち 込まれる一般 廃棄物の重量	多治見市内にあ る一般廃棄物処 理施設の設置者 (多治見市を除 く。)	申告納付	前年度の埋立量が 10万トン以下： 500円/トン 10万トン超： 750円/トン	H14.4.1 施行 平年度見込額 50
北九州市	環境未来税	最終処分場へ の産業廃棄物 の埋立処分	最終処分場にお いて埋立処分 される産業 廃棄物の重量	最終処分場にお いて埋立処分さ れる産業廃棄物 の最終処分業者 及び自家処分業 者	申告納付	1,000円/トン 条例施行後3年間 は500円/トン	H14.9.27同意 平年度見込額 1,500

(注) 新設の法定外税のうち平成13年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

法定外税の課税団体の推移

道府県法定外税の課税団体の推移

税目 \ 年度	昭29	45	50	55	60	平元	6	11	12	13	14
家畜税	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
牛馬税	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
果樹税	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
犬税	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁労税	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ガス井戸税	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
果実税	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別遊興飲食税	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
蕨引取税	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文化観光施設税	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石油価格調整税	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1
核燃料税	—	—	—	7	9	11	12	11	11	11	11
核燃料物質等取扱税	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1
核燃料等取扱税	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1
臨時特例企業税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
産業廃棄物税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
宿泊税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
合 計	13	2	1	8	10	12	14	14	14	15	17

(注1) 各年度の団体数は3月末日現在である。

(注2) 岡山県、広島県及び鳥取県の産業廃棄物に対する課税は、平成14年9月27日に同意され、平成15年4月1日から施行される予定。

(注3) 岐阜県の乗鞍環境保全税は、平成15年2月19日に同意され、同年5月1日に施行される予定である。

市町村法定外税の課税団体の推移

税目	年度	昭30	45	50	55	60	平元	6	11	12	13	14
犬税	2,686	41	5	2	—	—	—	—	—	—	—	—
ミシン税	376	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
立木伐採税 (間伐税等を含む)	75	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
接客入税	46	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
広告税 (旗幟税を含む)	39	7	7	7	7	3	—	—	—	—	—	—
扇風機税	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
と畜税	32	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(特別) 家畜税	53	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(小家畜税等を含む)												
林産物移輸出税	18	10	7	7	6	—	—	—	—	—	—	—
(二歳) 牛馬税	58	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(牛馬出産税を含む)												
商品切手発行税	7	12	16	17	18	18	2	—	—	—	—	—
固定資産使用税	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(家屋使用者税を含む)												
積込施設利用税	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別固定資産税	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入漁権税	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金庫税	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国有物件使用税	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(国有地使用税を含む)												
楽器税 (楽器税を含む)	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
果樹園税	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
竹引取税	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
使用人税	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埋立地税	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ダム使用税	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
舟税	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
砂利採取税 (採石税等を含む)	1	4	8	11	13	8	6	5	3	3	3	3
天然ガス税	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文化観光施設税	—	2	2	3	4	2	—	—	—	—	—	—
(古都保存協力税を含む)												
真珠漁場税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
別荘等所有税	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ヨット・モーターボート税	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
遊漁税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3
一般廃棄物埋立税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
合 計		3,470	77	45	49	49	32	9	6	4	7	8

(注1) 各年度の団体数は3月末日現在である。

(注2) 太宰府市の歴史と文化の環境税は平成14年7月11日に同意され、平成15年度中の施行を予定。

(注3) 北九州市の環境未来税は平成14年9月27日に同意され、平成15年10月1日の施行を予定。

「シャウプ使節団日本税制報告書」(昭和24年8月27日)(抄)

われわれの計算によれば、法定外独立税は将来においては減少すべきことになつているが、われわれは、地方団体間の事情の相違によつて特別な場合にはこれを必要とすることがあるかも知れないということを承認する。われわれは、このような税を認可する適当な規定を存置するように勧告する。(中略)

地方当局が賦課する租税の数は減少されねばならない。現在約30種の法定独立税が賦課されており、加うに、多くの地方は多数の法定外独立税—普通些細なものだが—を課している。(法定外独立税とは、地方当局が利用できるものとして法律には特に規定していない租税と定義されている。)(中略)

地方自治のために、われわれは、地方行政単位がこれらの租税を、その賦課しようとするかも知れない他の法定外独立税とともに、法定外独立税として課することを許されるように勧告するものであるが、地方当局に対して法定外独立税の数はこれを制限するように忠告したい。しかしわれわれは、各地方団体は一般にこのことを自ら自由に決定すべきものであると信ずる。本報告書において提案した新しい地方財政委員会は、地方団体が課する法定外独立税について一般的監視をなすべきである。委員会は、現行の法定外独立税を否認し、また、新たに法定外独立税を起そうとする地方当局の申請を却下する権限を持たねばならない。かかる租税は、それらが国家の利益に反することが明らかである場合にのみ、たとえば、それらが煩わしい内国「関税」の効果をもつとき、あるいは耐え難い差別待遇を課するとき、あるいは国税の徴収を不当に妨害する時にのみ拒否されるであろう。委員会には国の利益が明らかに害される例外的な場合にのみ地方当局の財政的独立を制限することを許すべきである。

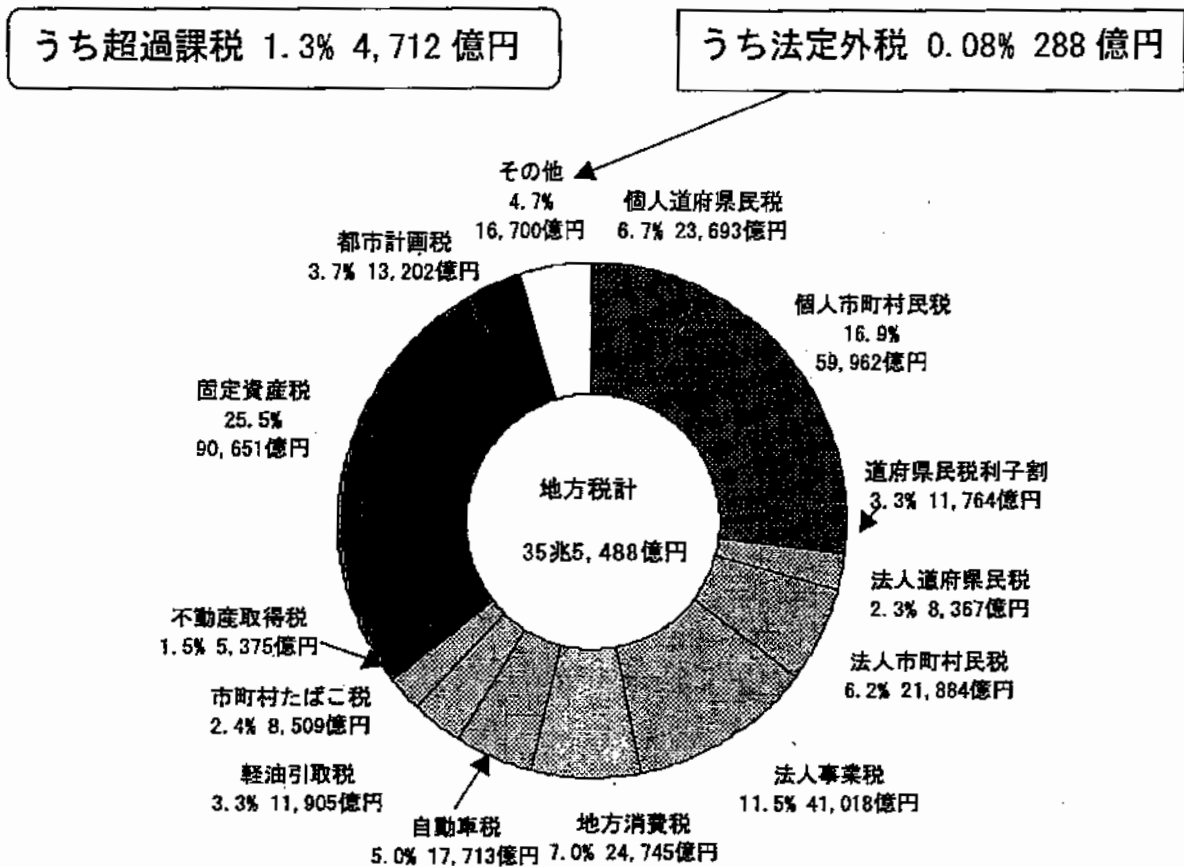
地方当局が細かい法定外独立税を過度に、而して恐らくは不健全に使用する現在の傾向の下にある原因は、地方当局が甚だしい歳入不足に陥つておりと云うことである。もし地方当局が実質的で依存できる税源に接するならば、法定外独立税の問題は大いに減少し、異常の場合以外には地方の決定に安んじて委せておくことができるであろう。

臨時税制委員懇談会意見要録(昭和33年12月2日)(抄)

(四) 法定外普通税の整理

法定外普通税は、その性格にかえりみて画一的にこれを廃止させることは適當ではないが、各地方団体の実情よりみて、その存続の合理的理由が乏しいと認められるものは、極力その整理を図るべきである。

地方税収の状況（平成13年度決算額）



道府県税		市町村税	
税目	税収(億円)	税目	税収(億円)
個人道府県民税	23,693	個人市町村民税	59,962
道府県民税利子割	11,764	法人市町村民税	21,884
法人道府県民税	8,367	市町村たばこ税	8,509
法人事業税	41,018	固定資産税	90,651
地方消費税	24,745	都市計画税	13,202
自動車税	17,713	その他	5,977
軽油引取税	11,905	(うち法定外税)	(6)
不動産取得税	5,375		
その他	10,723		
(うち法定外税)	(282)		
道府県税計	155,303	市町村税計	200,185

地方分権推進計画(抄)

(平成10年5月29日 閣議決定)

第4 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

4 地方税財源の充実確保

(1) 地方税

イ 課税自主権の尊重

- (7) 法定外普通税の許可制度については、より課税自主権を尊重する観点から廃止し、都道府県又は市町村が法定外普通税を新設又は変更するに当たっては、国と事前協議を行うこととする。この場合、国との同意を要することとする。

ただし、税源の所在及び財政需要の有無については、事前協議の際の協議事項から除外し、国の関与を縮減することとする。

- (4) 法定外目的税については、住民の受益と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げることにもつながることから、その創設を図る。その場合、国と事前協議を行うこととし、法定外普通税と同様、国との同意を要することとする。
- (ウ) 標準税率を採用しない場合における国への事前の届出等については、課税自主権の尊重の観点から廃止する。

【措置済み(地方税法改正 平成10年4月1日施行)】

- (エ) 制限税率は、総合的な税負担の適正化を図るためにも、その全面的な廃止は適当ではないが、個人市町村民税については、住民自らが負担を決定する性格が強いこと、個人道府県民税には制限税率がないこととの均衡等を考慮し、その制限税率を廃止する。

【措置済み(地方税法改正 平成10年4月1日施行)】

地方税財源の充実確保策についての提言（抄）

（平成13年6月14日 地方分権推進委員会最終報告）

第3章 第2次分権改革の始動に向けて

—— 地方税財源充実確保方策についての提言 ——

Ⅱ 地方税源の充実策

2 課税自主権の尊重と租税原則

- (1) 地方税源の充実・確保のためには、法定税の充実を図るとともに、自主課税の努力が必要である。この自主課税については、法定外税のほか、超過課税などの活用についても幅広く検討していくべきである。

国・地方を通じ主要な税源は法定税目とされており、課税自主権の発揮のみで地方税源を量的に拡充することには限界もあるが、独自課税については、制度立案の過程で、納税者を含めた関係者の意見を聞き、受益と負担の関係をより意識する議論が行われるという意義も評価すべきである。地域の特色を踏まえた独自税源の充実が、地方公共団体の行政運営に対する住民の参加と関心を呼び起こす契機ともなる側面を考えれば、地方独自税源開拓の意義は大きい。

- (2) 自主課税の実施に当たって、対象を法人等に限定して負担を求めるという傾向には留意が必要であり、また、独自課税を検討する場合にも、負担の公平等の租税原則等との関係を十分に踏まえ、納税義務者等に対する十分な説明を行い、理解を得るように努める必要があることは言うまでもない。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

（平成 14 年 6 月 政府税制調査会）

第一 基本的考え方

二 あるべき税制の構築に向けた視点

4. 地方分権と地方税の充実確保

地方税は、地域における行政サービスの経費を地域住民がその能力と受益に応じて負担し合うものである。このことから、応益性を有し、薄く広く負担を分かち合うものであること、さらに、税収が安定したものであることが望ましい。また、自主的な課税を行いやすい税体系であることも重要である。

一方、地方税の現状は、地方の歳出規模と地方税収入が乖離しているほか、個人、法人とも税負担をしない者の割合が大きく地方税の応益的性格が損なわれかねない状況になっており、また、特に都道府県の税収は極めて不安定である。

そのような中、わが国の構造改革の重要な柱として、地方分権を推進し、自立した国・地方関係を確立し、活力と個性のある地域社会を実現していくことが求められている。地方の自律性を高めるためには、市町村合併の推進や地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減などによる地方行財政の効率化を前提に、地方公共団体が一層の情報開示を進め、受益と負担の対応関係を意識しつつ自らの責任と判断で地域のニーズに応じた行政サービスを実施できるよう自主財源を中心とした歳入基盤を確立することが必要である。

このためには、地方税の現状を望ましい姿に改革することを目指し、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するとの観点から、地方税の充実確保を図ることが重要となる。

三 あるべき税制が目指す方向

（前略）

また、地方税の改革の方向については、地方税の充実確保の一環として、国と地方の役割分担の見直しを踏まえ、国庫補助負担金の整理・合理化や地方交付税の財源保障機能のあり方を見直しと併せて、税源移譲を含め国と地方の税源配分のあり方について根本から見直すべきである。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響を考慮に入れる必要がある。国・地方を通じる税負担の水準について再検討することも必要である。

地方税の応益性の確保のために、個人住民税における所得割の諸控除や均等割の見直し、法人事業税への外形標準課税の導入、固定資産税の安定的確保、課税自主権の尊重などの対応が考えられる。

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(3) 個人住民税のあり方

① 基本的考え方

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格（負担分任の性格）を有するとともに、地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものであり、また、税収入の面で見れば、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えていることなどを踏まえ、地方税の基幹税として充実確保を図る必要がある。

② 所得割

所得割の所得控除及び課税最低限については、個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税より低い水準で設定すべきである。

③ 均等割

均等割の税率は、これまで数次にわたり改正が行われてきたが、国民所得等の推移と比較すると、なお低い水準にとどまっている。

均等割の税率について、人口段階区分に応じた税率の格差の縮小を含め、その水準の見直しを図る必要がある。

また、生計同一の妻に対する非課税措置については、男女共同参画社会の進展を踏まえ、個人単位課税の観点からそのあり方を見直す必要がある。

三 消費税

2. 今後の改革の方向

(4) 地方消費税

地方消費税は、平成6年の税制改革において、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため創設され、平成9年度から実施されて以来、清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして大きな役割を果たしている。少子・高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等の幅広い行政需要を賄う税として、地方消費税の充実確保を図っていく必要がある。

四 資産課税等

2. 固定資産税

(1) 固定資産税の現状と課題

固定資産税は、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りも小さく市町村税としてふさわしい基幹税目であり、今後も本税の安定的な確保が重要である。

(2) 今後の改革の方向性

地価公示価格の7割を目途とした評価水準については、全国的な評価の均衡化、適正化の観点からこれを維持することが適当である。

負担水準の均衡化については平成9年度以降ある程度進展しつつあるが、依然として地域や土地によって相当のばらつきが残っており、今後、評価替えの動向、負担水準の状況や市町村財政の状況等を踏まえ、負担の均衡化・適正化を更に一層促進する措置を採る必要がある。

五 その他

5. 課税自主権の尊重

課税自主権を活用し、地方自ら財源確保を図ることは、地方分権の観点から望ましい。ただし、その場合には、公平・中立などの税の原則により納税義務者や課税標準などについて十分な検討が行われることが望ましく、住民に正面から向き合い自らの責任と負担で施策を進める姿勢が求められる。

〔平成14年6月25日〕
閣 議 決 定

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(抄)

第4部 歳出の主要分野における構造改革

3. 国と地方

(1) 地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。先ず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目途に結論を出す。

(2) これを踏まえ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる。この改革案においては、国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指す。同時に地方交付税の改革を行う。9割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある。このため、この改革の中で、交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要であり、それをどの程度、また、どのように行うかについて議論を進め、上記の改革案に盛り込む。これらの改革とともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。

現在、地方においては約14兆円の財源不足が生じている。歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、できるだけ早期にこれを解消し、その後は、交付税による財源保障への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

(3) 改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、市町村合併へのさらに積極的な取組みを促進する。

また、今後の地方行政体制のあり方について、地方分権や市町村合併の進展に応じた都道府県や市町村のあり方、団体規模等に応じた事務や責任の配分(例えば、人口30万以上の自治体には一層の仕事と責任を付与、小規模町村の場合は仕事と責任を小さくし都道府県などが肩代わり等)など、地方制度調査会における調査審議を踏まえ、幅広く検討する。

また、今後は国の関与に代わり、住民自ら地方行財政を監視できるよう、バランスシート等の作成や情報公開、電子自治体の実現など、地方行財政の透明性向上と説明責任の徹底が必要である。